## ○志免町子ども医療費の支給に関する条例

昭和49年9月30日

志免町条例第113号

改正 昭和52年6月30日

昭和60年6月28日条例第17号

平成8年12月20日条例第17号

平成9年6月27日条例第16号

平成11年3月17日条例第7号

平成13年12月28日条例第33号

平成15年9月26日条例第13号

平成18年9月26日条例第32号

平成19年12月21日条例第30号

平成20年6月23日条例第15号

平成24年9月26日条例第14号

(題名改称)

平成28年3月23日条例第16号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 子ども 志免町の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者、志免町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年志免町条例第114号)による重度障害者医療費の支給を受けている者及び志免町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年志免町条例第19号)によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者を除く。
  - (2) 乳幼児 次のいずれかに該当する者をいう。

(改正 (平28条例第16号))

ア 3歳に達する日の属する月の末日までにある者

- イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある者
- (3) 児童 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く。
  - イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児及 びアに規定する者を除く。
- (4) 保護者 医療保険各法の被保険者であって、志免町の区域内に住所を有する親権を行う者、 後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号)
  - イ 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
  - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
  - 工 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)
  - 才 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)
  - カ 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)
  - キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) (改正(平28条例第16号))

(対象者)

- 第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、 次の各号に該当する子どもの保護者とする。
  - (1) 志免町の区域内に住所を有する者であること。
  - (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。) 又は被扶養者であること。

(改正 (平28条例第16号))

(子ども医療費の支給)

第4条 志免町は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用の額(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各法の保険

者」と総称する。)が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる額については、支給しない。

	入院の場合	入院以外の場合					
乳幼児(第2条第2号イに規定す	1日につき500円(ただし、1月	1月につき800円(ただし、自己					
る者に限る。)	につき3,500円を限度とする。)	負担分相当額が800円に満たない					
		ときは、当該額)					
児童(第2条第3号アに規定する	1日につき500円(ただし、1月	1月につき1,200円 (ただし、自己					
者に限る。)	につき3,500円を限度とする。)	負担分相当額が1,200円に満たな					
		い額のときは、当該額					
児童(第2条第3号イに規定する	1日につき500円(ただし、1月	全額					
者に限る。)	につき3,500円を限度とする。)						

- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、 別の医療機関とみなす。
- 3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(改正 (平28条例第16号))

(受給資格の認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町 長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

(改正 (平28条例第16号))

(子ども医療証の交付)

- 第6条 町長は、子どもの保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。
- 2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

(改正 (平28条例第16号))

(子ども医療証の提出)

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション等(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

(改正 (平28条例第16号))

(支給の方法)

- 第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。
- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったもの とみなす。
- 3 町長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他町長が第1項の方法により難いと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し子ども医療費を支給することができる。

(改正 (平28条例第16号))

(届出義務)

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったと きは、速やかに町長に届け出なければならない。

(改正 (平28条例第16号))

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(改正 (平28条例第16号))

(不正利得等の返還)

- 第11条 町長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、 その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 町長は、第4条の規定により支給すべき額を超えて支給を受けた者があるときは、その者から当該超える額の全部又は一部を返還させることができる。

(改正 (平28条例第16号))

(受給権の保護)

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。 (改正 (平28条例第16号))

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (繰下げ(平20条例第15号))

附則

この条例は、昭和49年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

附 則(昭和52年6月30日)

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年6月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の志免町乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、 平成6年10月1日から適用する。

ただし、改正規定中、小児科外来診療料に係る部分は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年6月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成11年3月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月28日条例第33号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月26日条例第13号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、平成16年1月1日前においても、改正後の志免町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号の乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則(平成18年9月26日条例第32号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

ただし、第3条第1項ただし書の改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日条例第30号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第3条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療に係る医療費の支給について適用し、施行日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月23日条例第15号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の志免町乳幼児医療費の支 給に関する条例第2条第1号イの乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受 給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則(平成24年9月26日条例第14号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例中第1条の規定は、施行日以降に受ける医療に係る乳幼児・子ども医療費から適用 する。ただし、施行日前の医療に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前においても、町長は、改正後の志免町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して乳幼児・子ども 医療証を交付することができることとし、施行日前において、すでに受給資格者となっている 者については、改正後の志免町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例第5条の規定による 受給資格者として取り扱う。

附 則(平成28年3月23日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例中第1条の規定は、施行日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、施行日前の医療に係る乳幼児・子ども医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前においても、町長は、改正後の志免町子ども医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して子ども医療証を交付することができることとし、施行日前において、すでに受給資格者となっている者については、改正後の志免町子ども医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給資格者として取り扱う。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)
- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年志免町条例第30号)の一部を次のように改正する。

[省略]

(志免町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)

5 志免町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年志免町条例第114号)の一部を 次のように改正する。

[省略]

## ○志免町子ども医療費の支給に関する条例施行規則

昭和49年9月30日

志免町規則第99号

改正 昭和52年6月30日

昭和60年6月28日規則第6号

平成8年12月20日規則第21号

平成11年3月17日規則第5号

平成13年12月28日規則第19号

平成14年10月1日規則第15号

平成18年9月25日規則第28号

平成18年9月25日規則第31号

平成18年9月25日規則第34号

平成20年3月31日規則第10号

平成20年9月30日規則第26号

平成27年12月28日規則第48号

(題名改称)

平成28年3月10日規則第8号

平成28年9月26日規則第29号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、志免町子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年志免町条例第113 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(改正(平28規則第29号))

(受給資格の認定申請の手続)

- 第2条 条例第5条の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ、子ども医療費受給資格認定申請書に次の各号に掲げる書類を添え、これを町長に提出しなければならない。
  - (1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証
  - (2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類
  - (3) 受給資格者が条例第2条第2号イ及び第3号アに該当する場合、その生計を維持する者の

<u>前年の所得</u>(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、<u>前々年の所得</u>とする)が確認できる書類

- (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認 することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(改正(平28規則第29号))

(医療証の交付及び未交付通知)

- 第3条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証(以下「医療証」という。)の交付は、町 長が同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を乳幼児及び児童(以下「子ども」という。) ごとに審査したうえ、行うものとする。
- 2 町長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その 理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(改正 (平28規則第29号))

(医療証の有効期限等)

- 第4条 医療証の有効期限は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。
- 2 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに町長に返還しなければならない。

(改正 (平28規則第29号))

(医療証の再交付)

- 第5条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、子ども医療費受給資格再交付 届出書を町長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。
- 2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。
- 3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(改正(平28規則第29号))

(保険医療機関等)

第6条 条例第7条で規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、 同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他町長の定める病院、

診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)とする。

(改正(平20規則第26号))

(子ども医療費の請求)

第7条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、子ども医療費の支払を町長に請求 しようとするときは、請求書を町長に提出しなければならない。ただし、子どもが国民健康保 険の被保険者以外にあっては、子ども医療費請求書を提出するものとする。

(改正(平28規則第29号))

(子ども医療費の支給申請)

- 第8条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて子ども医療費支給申請書を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、子どもが志免町国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子ども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(改正(平28規則第29号))

(子ども医療費に関する決定の通知)

第9条 町長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、子ども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(改正 (平28規則第29号))

(届出)

- 第10条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 子どもの住所、氏名及び個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。 以下この項において同じ。)
  - (2) 子どもの世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)の住所、氏名及び個人番号
  - (3) 受給資格者の住所、氏名及び個人番号(受給資格者が被保険者等でない場合のみ)
  - (4) 子どもの死亡
  - (5) 子どもの被保険者等
  - (6) 子どもの被保険者等に係る保険者

- (7) その他町長が必要と認める事項
- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、次項に該当する場合 を除き、子ども医療費受給資格変更届出書に医療証を添え、これを町長に提出しなければなら ない。
- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、子ども医療費受給資格喪 失届出書に医療証を添えて、これを町長に提出しなければならない。
- 4 受給資格者は、子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、 その旨を直ちに町長に届け出なければならない。

(改正 (平28規則第29号))

(様式)

- 第11条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。
  - (1) 子ども医療費受給資格(認定・更新)申請書兼台帳 様式第1号
  - (2) 福岡県・志免町子ども医療医療証 様式第2号
  - (3) 子ども医療費受給資格(変更・再交付・喪失) 届出書 様式第3号
  - (4) 子障親医療費請求書(医科、歯科用) 様式第4号
  - (5) 子障親医療費請求書 (調剤用) 様式第5号
  - (6) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第6号
  - (7) 子ども医療費支給申請書 様式第7号
  - (8) 第三者の行為による被害届 様式第8号

(改正 (平28規則第29号))

附則

この規則は、昭和49年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

附 則(昭和52年6月30日)

この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年6月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月20日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の志免町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成11年3月17日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、様式第4号及び様式第5号の改正規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則 (平成13年12月28日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の志免町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成1 4年4月1日以降の診療に係る医療証の交付及び医療費の申請から適用し、同日前の診療に係 る医療証の交付及び医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成14年10月1日規則第15号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月25日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の志免町乳幼児医療費の支給に関する条例施行 規則第11条に定める様式第4号から第6号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、 所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成18年9月25日規則第31号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月25日規則第34号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条、第10条及び第11条の 規定は、平成16年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の志免町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成2 0年4月1日以降の診療に係る医療証の交付及び医療費の申請から適用し、同日前の診療にか

かる医療証の交付及び医療費の申請については、第4条の規定は、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、5歳を4歳と読み替えて適用する。

3 この規則による改正前の志免町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則第11条に定める 様式第3号、様式第7号及び様式第8号による用紙で、現に現存するものは、当分の間、所要 の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成20年9月30日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)

2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の志免町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成20年志免町条例第15号)による受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続をすることができる。

附 則 (平成27年12月28日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の志免町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成 2 8年1月1日以降の診療に係る医療証の交付及び医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療証の交付及び医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月10日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則 (平成28年9月26日規則第29号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この規則による改正後の志免町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成28年10月1日以降の診療に係る医療証の交付及び医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療証の交付及び医療費の申請については、なお従前の例による。
- 2 この規則の施行の際、改正前の志免町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例施行規則に 定められた様式は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(志免町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 志免町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則 (昭和49年志免町規則第100 号) の一部を次のように改正する。

[省略]

(志免町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 志免町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則(昭和58年志免町規則第10号)の一部を次のように改正する。

[省略]

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年志免町規則第51号)の一部を次のように改正する。

[省略]

											_			
様式第	第1号(第11	条関係)									,	· 大	発行 入力	受付
					_						ľ	^		
		子ども医療費	慢受給資格	(認定	・更	新)	申請	書兼	台帳		1	裁		
	受給者	※ 号					ì	資格認定年						
$\vdash$														
子	フリガナ						住							
٤	氏 名													
<b>#</b> .		個人番号				1	所							
	フリガナ							□同上						
保	氏 名						住							
護		子どもとの細	続柄(		, , )		所							
生	フリガナ	個人番号		1 1 1		_	-							
at the						男	住	□同上						
維持	氏 名	子どもとの細	女											
者		個人番号				1^	所							
医療	保険種別			被保険者 記号・		氏名					記号 番号			
保険	保険者名			保険者番号				所在地					付加給付の 有無	
所得		年分 所得額		扶養親族等	7 TA 7 K IP (W	<b></b>								
物の状		120 77110 80		大食机肤。	F及び光里	υ) <del>χ</del> χ				Y	児童手当の 受給の有無	有・無		
況			円	(うち老人	控除対象	2偶者及	び老人	扶養親族の含	計数)	( 人)	文庫で日流			
	上記のとお	り、子ども医療費受給	資格認定を申請し	ます。										
		引して、志免町が申請者		者の市町村	民税に係	る情報	及び児	見童手当の?	支給に関す	する情報の提供を	受けるために、			
		利用することを承諾しま												
	また、高額担	療養費に該当する場合は	、その請求、受領	及び振替を										
		年 月 日			Ħ	請者	1	主 所						
								氏 名				ÉP		
審	控	除後の所得額	所得	制限限度額			基準	听得	備考欄					
査		m				,	以内	超過						
欄		円				円								

## 様式第2号(第11条関係)

(表面) 子 福岡県・志免町子ども医療 療 訴 日から 日まで 有 効 期 限 負担者番号 8 4 0 受給者番号 福岡県 受 住 所 紿 氏 名 男・女 者 生年月日 月 日 入院・入院外 0円 一 部 自 己 負 担 金 負 入院 500円/日(月7日限度) 外来 600円/月を限度 発 行 機 関 名 及 び 印 福岡県 志 免 町 長 交付年月日 年

- \* この証は県外の保険医療機関等では使用できません。
- \* 上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。

(裏面)

#### 注 意 事 項

- 1 この証は、志免町の条例により子ども医療費の支給を受けること ができることを示す証ですから、大切に保持してください。
- 2 子どもが保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者 証等(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口に提出してく ださい。
- 3 子どもが町の区域外に転出したとき、又は有効期間を経過したときは、この証を使用することができませんので、速やかに志免町長に返してください。
- 4 子どもやその保護者の氏名や居住地に変更があったときは、この 証を添えて、速やかに志免町長にその旨を届け出てください。
- 5 子どもが加入している医療保険又はその内容などに変更があったときは、速やかに志免町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証では、交通費、容器代、入院室料の差額、入院時の食事療 養標準負担額の経費は、公費負担されません。
- 7 他の公費医療の適用がある場合は、この証が使えないことがありますのでご了承ください。 (後日、町に払い戻しの申請を行ってください。)

様式第3号(第11条関係)

# 子ども医療費受給資格(変更・再交付・喪失)届出書

			·	
	新 規(変更・喪失・再交付)	変更	前	事由
(フリガナ)				1 変更
氏 名				転 居
生年月日	生			医療保険の変更
•				】
住 所				上記事由発生年月日 (
	(被保険者、組合員又は世帯主の氏名)			
				2 喪失
	(被保険者、組合員又は世帯主の住所)			転 出
				□ その他 ( )
医療保険	(被保険者又は組合員証の記号番号)			
加入状況				
	(保険者の名称)			3 再交付
	(保険者番号 )	(保険者番号	)	
	(保険者の所在地)			│
				]( )
				上記事由発生年月日 ( )
上記のとおり関係書	 類を添えて届出いたします。			
年	月 日 住 所			
	(居住地	)		
	氏 名			印
志免町長 殿	: 話	:		

	年 月分	子障	親医療費	請求書(医和	斗、歯科用)		
4	0		様		医療機関コード		
下記の	)とおり請求 年 月				保険医療機関等の 所在地及び名称 開設者氏名		(1)
	険給付 可合別	件数	診 療 実日数	総点数	子・障・親 医療費給付外点数	一部負担金	備考
7 割	請求						
⑤ ( <sup>*</sup> <sup>*</sup>	※決定						
子 8割	請求						
본	※決定						
も割	請求						
	※決定						
	険給付	件数	診 療実日数	総点数	子・障・親 医療費給付外点数	一部負担金	備者
5 dz	請求						
6 7 割	※決定						1
障。	請求						1
8 割	※決定						]
者	請求						1
-   害	※決定						1

(注) ※印の欄は記入しないでください。 この様式で国保該当者分の請求はできません。

請求

※決定 請求 ※決定

9

ひとり親

8割

実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

	第11条[						4 調剤
		年 月分	子障新	親医療費請求書	(調剤用)		
	4 0			様	薬 コ <u>ー</u>		
		とおり請求 年 月			保険医療機関等 所在地及び名 開 設 者 氏	3 称	
		) 除給付 合別	件数	処方せんの枚数	総点数	一部負担金	備考
(5)	7割	請求※決定					
子 ど	8割	請求※決定					
ŧ	割	請 求 ※決 定					
		険 給 付   合 別	件数	処方せんの枚数	総 点 数	一部負担金	備考
	7割	請求					
6	( 村)	※決定					
障	8割	請求					
害	0 51	※決定					
者	割	請求					
	1,1	※決定					
		) 険 給 付 ) 合 別	件数	処方せんの枚数	総点数	一部負担金	備考
		請求					
9	7 割	※決 定					
		請求					
ひとり親	8割	※決 定					
9							
親	割	請 求					

(注) ※印の欄は記入しないでください。

この様式で国保該当者分の請求はできません。

実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

								<u>9</u> 訪
		年 月分	子障	題訪問看	護療養費請	求書		
	4 0			様		訪 問 看ステーションコー	1.5-4	
		とおり請求 年 月			所 在	iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii		<b>(1)</b>
		) 険給付 合別	件数	実日数	総金額	子・障・親訪問看護 療養費給付外金額	※ 金 額	備者
	n dal	請求						
5	7割	※決定						
子	0 虫山	請求						
ど	8割	※決定						
ŧ	de il	請求						
	割	※決定						
		険 給 付 合 別	件数	実日数	総金額	子・障・親訪問看護 療養費給付外金額	※ 金 額	備る
	7 41	請求						
6	7割	※決定						
障	8割	請求						
害	0 刮	※決定						
者	生社	請求						
	割	※決定						
		 険 給 付 合 別	件数	実日数	総金額	子・障・親訪問看護 療養費給付外金額	※ 金 額	備る

(注) ※印の欄は記入しないでください。 この様式で国保該当者分の請求はできません。

請求

※決 定請 求※決 定

ひとり親

8割

実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

				子ども図	医療	支糸	計	請書	÷					
志免	则更		様											
											年	Ξ,	月	日
				月	⋾請者	住房	斤	ᆕ	_					
						氏	名						(FII)	
							4	電話番	号(		_		)	
「下記のとおり、 □一部負担金 を支払いましたので、医療費の支給を申請します。														
			□療 養 ご記入下さい。	質	エレル		<b>、</b> 区	がます。	ノ×和	を中請し	<b>エ</b> り。			
	者 番			-				) 種 ß 名   和		・政・組 名称〕	·共(			)
受 給	者 氏	名				被保	)険	者証の番号	0	11411)				
生年	——— F 月	日		年 月	日	世帯	主・		矣					
傷	病	名				_		期間		年年	月 月		日日	$\sim$
医	所 在	地					名	称			<u></u>	<u> </u>	Н	
療機	所 在	地					名	称						
関	所 在	地					名	称						
申請	青 理	由	□2 県外の	険各法による 医療機関等で (□装具代 □	受診し	た。		_	□小	児慢性	特患			)
医療	費 総	額				円	申	請額						円
				総医療費	保	険給付	t	初言	<b>参料</b>	他方	負担	支	給智	領
			医科 入院		<u> </u>					<u> </u> —				
備	考	欄	外来		<u> </u>			_						
7113	,	1143	歯科		<u> </u> —			—		<u> </u> —				
			調剤		<u> </u> —			<u> </u>		<u> </u> —				
			装具		-			_		-				

## 様式第8号(第11条関係)

第三者の行為による被害届

年 月 日

志免町長 様

届出人 住 所 氏 名

次のとおり届けます。

被害者	受給者	番号						給資格者名 被害者名)					
加害者	住						氏		職				
加吉伯	所								業	電話			
加害者の	住						氏		職				
使用者	所						名		業	電話			
負傷の日時及	及び場所		年	=	月	日	午前	「・午後 時	Ê	分頃	場所		
発病の原見													
疾病又は1	角傷の						治	癒までの	入隊				日
程度							見	込み	通院 診療費総額				日 円
		/ <del>}-</del>					rr.		1127	水 貝 心口	х		1
	当 初	住所					氏名						
診療を受け		1771					和	電話					
た医師名	転医後	住					氏						
		所					名	電話					
	自動」	亩 釆	무				自	動車所有					
自動車事	D 39)	平 田	1 番 方				者住所・氏名			電話	舌		
故の場合		自動車損害賠償 責任保険契約社					所在地						
損害賠償に 関する交渉 の経過						·							